

五木村広報誌

自然が奏でる子守唄の里

五木

いっ き

令和3年  
2021. 11月号

五木村フェア in 阿蘇ミルク牧場

特定地域づくり事業協同組合  
認定証交付式

五木村敬老表彰式



自然が奏でる子守唄の里



# 五木村フェア

## in 阿蘇ミルク牧場



正調五木の子守唄を披露する  
淀川つるよさん



人吉・球磨復興支援マルシェ



チェーンソー競技の  
デモンストレーション



どんぐりを使って妖精づくり



ツリークライミングは楽しいよ！



「鹿コロッケ、おいシカですよー」



五木産材PRで組み立てた三坪住宅



フェアの様子を視察された蒲島知事  
と、祭実行委員、関係者の皆さん

## 特定地域づくり事業協同組合の 認定証交付式が行われました



特定地域づくり事業協同組合認定証交付式

五木村複業協同組合が「特定地域づくり事業協同組合」として、熊本県内で初めて認定され、その交付式が9月30日に県庁で執り行われました。

認定証の交付を受けた日野正基代表理事は、「新型コロナウイルスや、令和2年の豪雨の影響を受け、五木村は今、転換期にきています。今後新しい取り組みが必要ではないかと考え、9つの事業者で五木村複業協同組合を設立しました。各事業者や、新たに雇用する職員と連携しながら五木村の未来に繋がる事業をやっていききたい。また、派遣事業だけでなく、人を支える部分も村と協力して進めていきたい。」と意気込みを語られました。

木下村長は、「村としても今後の方向性を考える上で、今回の認定は非常に意味があり、今後も精一杯支援しながら振興に繋げていきたい」と語りました。

蒲島知事「五木村だからその利点を活かしてほしい。県としても支援したい。」  
田嶋副知事「今回の様な事業者同士の横のつながりを活かすのは非常に有効な手段であり、今後とも応援したい。」  
木村副知事「五木村で新しい地域のつながり、雇用の輪ができて良かった。この取り組みが中山間の光になれば。」  
と、それぞれコメントを頂きました。

現在、2名の採用が決まっており、11月1日から村内各事業所にてそれぞれ活躍を始める予定です。  
こちらの2名はゆくゆくは自分で事業を行いたいという考えで、今回の取組みに賛同し、応募されました。組合では、今後更に1名の採用を予定しています。

店・ロッジ山小屋・有限会社五木屋本舗・GMT協同組合・五木の友・有限会社丸一産業・株式会社日添)それぞれの繁忙期に人材派遣をし、仕事を組み合わせることで、年間を通して安定した仕事を作りだすことができ、慢性的な人手不足の解消や、各事業所の負担軽減、また、その新しい形の働き方を通して、五木村への移住者の増加を促すことを目的に発足されました。



蒲島知事より認定証の交付を受けた日野代表

五木村フェアinらくのうまザード阿蘇ミルク牧場(主催:五木の祭り実行委員会)が、10月2日〜31日までの約1ヶ月間、西原村の阿蘇ミルク牧場で行われました。フェア期間中は、牧場内のミルク市場で、村の特産品のくねぶや農産加工品などの常設販売や観光PRコーナー、レストランマザーズキッチンでは、鹿肉や六片にんにく、しいたけなど、五木の食材をふんだんに使ったバイキングが提供され、五木の食や自然など魅力をPRすることができました。

フェア初日の2日は、熊本県へ適用されていた新型コロナウイルスのまん延防止等重点措置が解除されて初めての週末、また絶好の行楽日和で、多くの来場者で賑わいました。

昨年に引き続き、「人吉球磨復興支援マルシェ(対面販売)」では、令和2年7月豪雨災害で被害の大きかった人吉球磨地域の野菜や果物をはじめ、五木村、相良村、山江村の栗を使った栗饅頭や鹿コロッケ、くねぶジュースを販売し、多くの方が舌鼓を打っていました。

今回から新たに、五木産材のPRや林業の魅力を知ってもらうため、村は紅葉シーズンを迎えます。実際に訪れてもらえるよう、村とミルク牧場の合同のクイズラリーやスタンラリーを開催中です。(11月30日(火)まで。)

五木をより身近に感じてもらうため、「ごきげん林業フェア」も開催しました。木工製品の即売会やチェーンソーアートの実演、林業機械操作体験などが行われ、その中でも、特にツリークライミングは子どもたちに人気で、笑顔と歓声であふれていました。

これから、村は紅葉シーズンを迎えます。実際に訪れてもらえるよう、村とミルク牧場の合同のクイズラリーやスタンラリーを開催中です。(11月30日(火)まで。)





## 北地区で敬老行事



密を避けて楽しく体を動かすのが長寿の秘訣



美味しいごはんも長寿の秘訣

敬老の日を前に、9月18日に北分館主催による「敬老行事」が宮園グラウンドで開催されました。秋晴れのこの日、開会式で園田分館長から「今年もコロナの影響でいくつもの行事が中止になってしまい、とても寂しい日が続いていますが、今日は一日楽しんでいただき、これからも健康でお過ごしください。」とお祝いの挨拶の後に、早速グラウンドゴルフ大会が始まりました。ホールインワンやニアピンが出るたびに会場には歓声が響き渡り、参加者全員に賞品が用意されていた表彰式では、順位が発表されると全員が拍手をして互いの健闘を称えあい、笑顔で賞品を受け取っていました。尚、競技終了後には、北地区にお住いの65歳以上の方々にお祝いのお弁当が配付されました。

## ドローン教習所 熊本五木村校開校式



操縦体験を行う木下村長と平山インストラクター

9月14日に、人吉球磨管内初となるドローン教習所熊本五木村校開校式が溪流ヴィラITSUKI多目的室で行われ、インストラクターの平山光信氏より開校の経緯や講習内容の説明、今後の展開等が説明されました。また式の最後には木下村長による実機の操縦体験も行われました。

## 献血のご協力 ありがとうございました



移動献血車がやって来ました！

9月7日、今年も本村にて移動献血バスによる献血が実施されました。お陰様で村内外より23名の方のご協力をいただきました。本年度は、三密回避のためお勧めしてあったWeb予約をして来られた方が多かったようです。

コロナ禍でも、毎日約3,000人の患者さんが輸血を必要としています。村民の皆様の献血が多くの方々の命の支えにつながることから、今後も引き続き献血についてのご理解とご協力をよろしく願い致します。

# 五木村敬老表彰式



米寿表彰(吉田廣さん)



村長あいさつ



金婚夫婦表彰(岡本精二さん・マサヨさんご夫婦)



喜寿表彰(岩崎ケサエさん)

米寿表彰者：「昭和8年4月2日～昭和9年4月1日までに生まれた人」

喜寿表彰者：「昭和19年4月2日～昭和20年4月1日までに生まれた人」

金婚夫婦表彰者：「昭和46年1月1日～12月31日までに婚姻された夫婦」



9月20日(敬老の日)、五木村敬老表彰式が五木村役場大会議室において執り行われました。毎年、敬老の日で開催していましたが「敬老式典」が新型コロナウイルス感染症拡大予防により令和2年度につき中止となり、今回は「米寿」「喜寿」「金婚夫婦」となる方々のみを案内し、村長より表彰状及び記念品の贈呈を行いました。村内における今年度表彰対象の方々は、米寿表彰者19名、喜寿表彰者14名、金婚夫婦5組となり、表彰当日は米寿3名、喜寿5名、金婚夫婦3組が出席されました。長年にわたり、地域社会や村の発展のために、ご尽力をいただき誠にありがとうございます。皆様方がますますご長寿を重ねられ、笑顔の絶えない日々が続きますよう心よりお祈り申し上げます。





01

## 国保資格異動の手続きについて

国民健康保険に加入又は離脱される場合は役場の窓口での手続きが必要です。  
 手続きは就職、退職、転出等で保険者が変わってから**14日以内**に行ってください。  
**他の健康保険に加入された日以降は、国民健康被保険証は使えません。**また、転出して他の市町村の国保に加入した場合も同様で、転出が確定した日以降、五木村の被保険者証は使えません。  
 もし、他の保険の加入日以降に国保の被保険者証で受診された場合は、受診した病院へ「**現在加入している保険**」を連絡してください。

手続きが必要な場合		必要なもの
共通 全ての手続きに必要ですので、必ずご持参ください。		<ul style="list-style-type: none"> <li>世帯主及び異動者全員の個人番号が分かる書類</li> <li>本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等） ※顔写真がない本人確認書類については年金手帳や預金通帳など2点以上の確認が必要です。</li> <li>※手続の内容により印鑑が必要な場合があります。</li> </ul>
加入する 国保に する とき	転入してきたとき	転出証明書
	他の健康保険をやめるとき	資格の喪失日又は退職日がわかる書類
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書
	子供が生まれたとき	母子手帳、国保の被保険者証
離脱する 国保を する とき	転出するとき	国保の被保険者証
	他の健康保険に加入したとき	資格取得日がわかる書類又は加入した保険の被保険者証、国保の被保険者証
	生活保護を受けたとき	保護開始決定通知書
	死亡されたとき	国保の被保険者証
その他	住所、世帯主、氏名が変わったとき	国保の被保険者証
	保険証をなくしたとき	

※個人番号は届出書の記載に必要です。また、代理の場合は委任状（要押印）が必要となります。

お問い合わせ先 ▶ 保健福祉課 TEL:37-2214 (IP:2214)

02

## 国民健康保険医療費の状況についてのお知らせ

～令和3年7月・8月診療分～

	7月				8月			
	件数	保険者(五木村)	前月比	前月増減	件数	保険者(五木村)	前月比	前月増減
入院	6	1,793,838円	-19.81%	-443,012	9	6,197,082円	+245.46%	4,403,244
外来	260	2,969,452円	-3.45%	-105,962	270	2,968,046円	-0.05%	-1,406
調剤	111	840,552円	+6.07%	48,114	121	861,548円	+2.50%	20,996
食事・生活療養費	-	127,270円	-5.67%	-7,646	-	161,292円	+26.73%	34,022
その他療養費	6	15,119円	-4.41%	-697	8	18,496円	+22.34%	3,377
合計	383	5,746,231円	-8.14%	-509,203	408	10,206,464円	+77.62%	4,460,233

	国保被保険者数	1人あたり保険者負担額(月額)	前月比
7月	245人	23,454円	-7.39%
8月	244人	41,830円	+78.35%

7月の医療費は前月に比べて減少しましたが、8月の医療費は大幅に増加しています。全体的に増加傾向となっておりますが、特に入院費の増加が大きいです。  
 普段の健康管理に留意していただき、入院、手術にならないよう初期治療を心がけてください。  
 インフルエンザが流行する時期になっています。これまでと同様にうがい、手洗い等の予防に努めてください。



お問い合わせ先 ▶ 保健福祉課 TEL:37-2214 (IP:2214)

## 『いきいき大学』第2回・第3回学習会



講話をされている久保田順氏と受講生の皆様



表彰(グラウンド・ゴルフ)も行いました!

第2回(7月16日開催)は、午前の部に「江戸時代の五木村」というテーマで錦町文化財保護委員の久保田順氏に講師として来ていただきました。講話の中で、村は平等に土地を代々受け継いでいたとされており、現在と変わらない平穏な村だったということが感じられました。午後の部は、ヒストリアテラス五木谷において、館内の展示物や映像を見学し、村の歴史を学びました。

第3回(9月17日開催)は、午前の部に「グラウンド・ゴルフと輪投げ」を行い、参加者は、笑顔で元気いっぱい各競技を楽しんでおられました。午後の部は、「緋牡丹博徒」の映画鑑賞をしました。皆さん熱心に観られ、作中では、「五木の子守唄」が唄われており、身近に感じる映画となっていました。

## (有)はと衛生社様から図書券の寄付がありました



図書券の寄付を受け取る西教育長

9月10日、五木東小学校及び五木中学校に対して、(有)はと衛生社様より、五木の子どもたちに多くの本を読み、学んでほしいという想いから、それぞれ5万円分の図書券を寄付していただきました。

これから各学校において本や教材などを購入し、子供たちの学びの一つとして活用していきます。

## 『生涯学習講座竹細工』開講及び第1回・第2回講座



竹細工作製スタート!

9月25日に生涯学習講座(竹細工)が開講しました。

この講座は、楽しく人生を過ごすために生涯学習に取り組む目的として行われております。

受講生の中には、本講座が3年目の方もおられ、熟練度が増し、スムーズに細工を進められていました。初めての方も講師の指導の下、一つ一つ丁寧に作業を行っておられました。

今後も完成に向けて竹細工を作製していきます。

12月3日(金)は、特設無料人権相談所を開設しますのでぜひご利用ください



## 新型コロナウイルス感染症について

ワクチンを接種した方も、マスクの着用と手指の消毒を行い、引き続き感染予防をしましょう。



《お問い合わせ先一覧》

### ◎五木村のワクチンに関すること

新型コロナウイルスワクチンの接種(時期や接種の流れなど)に関する全般

☎ 37-2218 もしくは、37-2283 受付時間:8時30分～17時30分(月～金曜日のみ)

### ◎「もしかすると、コロナかも?」と思ったら

① まずは、身近な医療機関やかかりつけの医療機関に電話で相談してください。

② かかりつけの医療機関がなく相談する医療機関がわからない場合

球磨地域受診・案内センター ☎ 080-2102-2620

熊本県受診・案内センター ☎ 0570-096-567

熊本県新型コロナウイルス感染症専用相談窓口 ☎ 096-300-5909 (24時間対応)



## 今回のテーマ 「糖尿病」

11月14日は、世界糖尿病デーです。

〈糖尿病とは?〉

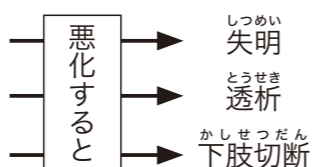
インスリンというホルモンが十分に働かず、血液中のブドウ糖(血糖)が増える病気です。血糖の高い状態が続くと、血管が傷んでしまい、さまざまな合併症につながります。

### 〈糖尿病の3大合併症〉

① 網膜症 : 視力低下、視野の狭窄

② 腎臓病 : 倦怠感やむくみ、尿量の減少

③ 神経障害 : 手足のしびれや痛み



→ また、糖尿病は、脳梗塞や心筋梗塞につながる可能性があり、命の危険も出てきます。

〈糖尿病を防ぐための3つのポイント〉

1. 食事 食べ過ぎや夜食を避け、バランスの良い食事をしましょう。

- 食べるときは、腹八分目にする。
- 野菜から食べ始める。(血糖値の急な上昇を防ぎます。)
- 満腹感を得るために、ゆっくりよく噛んで食べる。
- 夕食は就寝の3時間前までに済ませる。



2. 運動 少しきついと感じる運動を1日20～30分すると効果的です。

- 体全体を動かすジョギングやウォーキング、体操などの運動。
- 時間がない方も速足で歩く、階段をつかうなどの日常の中で体を動かす場面を増やす。



3. 早期発見・早期治療

年に1回は、健康診断を受けましょう。体重(BMI)、採血(血糖値、HbA1c)から糖尿病の可能性がいか知ることができます。

• 健康診断の結果が「要精密検査」または「要治療」となったら、早めに病院を受診する。

糖尿病は、痛みなどの自覚症状がないため、治療が遅れることも多くあります。いつまでも元気で自分らしい生活をするために、今の生活を見直してみましょう。



## 介護予防教室



### ★げんぞう会の日程

※参加対象：要介護認定されていない65歳以上の方

場所	11 月				12 月			
	三浦	宮園	頭地	小鶴	三浦	宮園	頭地	小鶴
期日	2・16日 (火)	4・18日 (木)	9・30日 (火)	11日 (木)	7・21日 (火)	9・23日 (木)	14日 (火)	2・16日 (木)
時間	受付:午前9:30～ 開始:午前10:00～				受付:午前9:30～ 開始:午前10:00～			
場所	下梶原	平沢津	瀬目	平瀬	下梶原	平沢津	瀬目	平瀬
期日	2・16日 (火)	4・18日 (木)	9・30日 (火)	11日 (木)	7・21日 (火)	9・23日 (木)	14日 (火)	2・16日 (木)
時間	受付:午後1:15～ 開始:午後1:45～				受付:午後1:15～ 開始:午後1:45～			

げんぞう会とは?…介護予防の体操や、保健師の健康相談を行います。一緒に楽しく体を動かしましょう♪

### ★脳いきいき教室の日程

期日	11 月		12 月	
	10日・17日・24日(水)	1日・8日・15日・22日(水)	10日・17日・24日(水)	1日・8日・15日・22日(水)
場所	保健センター	宮園交流館	保健センター	宮園交流館
時間	受付:午前 9:30 開始:午前 10:00	受付:午後 1:00 開始:午後 1:30	受付:午前 9:30 開始:午前 10:00	受付:午後 1:00 開始:午後 1:30

脳いきいき教室とは?…お話やゲームで脳を鍛え、認知症予防のための教室です。65歳以上の4人に1人が認知症になるといわれる中、物忘れが気になる方におすすめです。

お問い合わせ先: 保健福祉課 TEL: 37-2214 (IP: 2214)

### こころの健康相談 (相談無料)

不安やストレスのお悩み、精神の病気かな?と心配な方や家族、気軽にご相談ください。

人吉保健所 精神保健相談	五木村 こころの健康相談
専門の医師が相談を受けます。	臨床心理士が相談を受けます。
【11月】11月11日(木) 多良木町多目的研修センター 11月26日(金)	相談内容:物忘れ、人間関係の悩みや病の対応等 【11月】11月12日(金)
【12月】12月9日(木) } 人吉保健所 12月24日(金) }	【1月】令和4年1月19日(水)
完全予約制です。事前に保健所まで連絡してください。	◎相談内容の秘密は固く守られます。 ◎希望があれば、ご自宅に伺うこともできます。
お問い合わせ先 人吉保健所保健予防課(TEL: 22-5289)	お問い合わせ先 保健福祉課(TEL: 37-2214 (IP: 2214))

### 乳幼児健診のお知らせ

※対象者が少ないときは中止する場合があります。

期日	受付時間(午後)	場所	対象者
11月5日(金) 12月3日(金)	1:30～2:00	保健センター	3・6・10ヶ月、1歳2ヶ月、 1歳6ヶ月、3・4・5歳児



火の取扱いには注意しましょう

水道管の凍結防止にご協力ください



06

# 五木村高齢者補聴器購入費用助成事業

聴力低下により日常生活を営むのに支障がある在宅の高齢者に対し、補聴器の購入に要した費用を助成するものです。補聴器の利用を通じて、聴力低下により閉じこもりにならないよう高齢者の外出及び地域交流を支援します。

**補聴器の購入をご検討されている場合は、是非ご相談ください。**



◆補助対象者

- (1) 村内に住所を有し、かつ住民基本台帳に記録されており、在宅である65歳以上の者。
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法第283号）第15条第4項の規定による聴覚障害の身体障害者手帳の交付を受けていない者。
- (3) 村による基本チェック（審査）により、補聴器の使用が必要である者。
- (4) 申請時に村税の他、村に納める利用料等の滞納が無い者。

◆対象となる機器等

**補聴器**（集音機は対象外）



◆補助金の額

購入された機器の費用額と5万円とのいずれか低い金額とする。

但し、医師による診断で補聴器が2台（両耳用）必要であることが証明されている場合は、合わせた機器の額と10万円とのいずれか低い金額とする。



お問い合わせ先 ▶ 保健福祉課 TEL:37-2214 (IP:2214)

07

# 障がい者週間(12月3日～9日)

12月9日は、昭和50年に国連で「障がい者の権利宣言」が採択された日です。

この日に合わせて、障害者基本法では12月3日から9日までを「障がい者週間」と定めています。日本国民の間に、広く障がい者の福祉について関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野での活動に参加する意欲を高めることを目的とされています。

関心と理解を深める障がい者マークを紹介します。このマークがある施設や意思表示をされている方を見かけた場合には、見守りや支援にご協力ください。

	障がい者のための国際シンボルマーク		聴覚障がい者マーク		オストメイトマーク (排泄機能に障がいのある方)
	ハート・プラスマーク (身体内部に障がいがある人)		ほじょ犬マーク (盲導犬・介助犬・聴導犬)		ヘルプマーク (援助や配慮を必要としている人)
	身体障がい者マーク		耳マーク (聞こえない、聞こえにくい人)		手話マーク (手話での対応)
	盲人のための国際シンボルマーク				

お問い合わせ先 ▶ 保健福祉課 TEL:37-2214 (IP:2214)

03

# 国民健康保険医療費通知について

国民健康保険の被保険者の方に通知しています医療費のお知らせは、住民税確定申告の医療費控除に使えますので、申告の際に活用して下さい。また、11～12月分の医療費については、申告時期に送付が間に合いませんので、領収書を活用してください。(今年度から送付時期が変更となります。)

お問い合わせ先 ▶ 保健福祉課 TEL:37-2214 (IP:2214)

04

# 天ぷら油(家庭廃食油)を回収しています!

五木村では、CO2排出削減の取組みの1つとして、天ぷら油(家庭廃食油)の回収を行っています。回収した廃食油はBDF(バイオディーゼル燃料)として利用されますので、ご協力をお願いします。

- 回収場所:五木村役場 保健福祉課 (8時30分～17時15分)
- 回収可能な油:天ぷら油等の植物油  
※動物油(ラード等)、鉱物油(エンジンオイル等)は回収できません。
- 回収方法:天かす等のゴミを除き、ペットボトルや油購入時のプラ容器等に入れてお持ちください。

お問い合わせ先 ▶ 保健福祉課 TEL:37-2214 (IP:2214)

05

# 五木村特殊詐欺等被害防止対策機器購入費補助事業

高齢者に対する特殊詐欺等による被害を未然に防止する取り組みとして、迷惑電話防止機能を有する機器(電話機・交換機)を購入する世帯に対して補助を行います。

**迷惑電話などお困りで対策機器の購入をご検討されている場合は、是非ご相談ください。**



◆補助対象者

- (1) 年度内において、満65歳以上の者。
- (2) 五木村に住所を有し、機器を設置使用する住宅に居住している者。
- (3) 高齢者で単身世帯の者、高齢者のみで構成される世帯の者、日中、住居に高齢者のみとなることが常態である世帯の者。
- (4) 申請時に村税の他、村に納める利用料等の滞納が無い者。



◆対象となる電話機器等

電話機の呼出音が鳴る前に、当該電話機の電話番号に架電した者に対し、自動で通話内容を録音する旨のメッセージを流した後に通話内容を録音する機能を有する固定電話機、又は、固定電話に接続する機器

◆補助金の額

電話機器等の購入金額の1/2とし、補助金の限度額は7,000円

お問い合わせ先 ▶ 保健福祉課 TEL:37-2214 (IP:2214)



12月3日(金)は、特設無料人権相談所を開設しますのでぜひご利用ください

12月4日～12月10日は人権週間、12月10日は世界人権デーです



～新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少している方へ～

令和2年2月以降に収入が減少した場合、引き続き令和3年度(令和3年7月から令和4年6月まで)以降も国民年金保険料の臨時特例免除を希望される方は、再度申請が必要となりますので、忘れずに申請をお願いいたします。

申請方法や申請書等は、日本年金機構のホームページ (<https://www.nenkin.go.jp>) に掲載しております。



新型コロナウイルス感染症の影響による減収を事由とする国民年金について

～「ねんきんネット」を始めてみませんか～

「ねんきんネット」は、パソコンやスマートフォンでご自身の年金情報を確認できるサービスです。主なサービスは年金記録の確認、年金見込額の試算、通知書の確認、通知書の再発行申請が行えます。また、マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルからも利用開始の手続きが行えます。

詳しくは、日本年金機構のホームページ内のねんきんネット ([https://www.nenkin.go.jp/n\\_net/](https://www.nenkin.go.jp/n_net/)) に記載しております。

〈11(いい)月30(みらい)日は「年金の日」です!!〉

厚生労働省では、「国民一人お一人、「ねんきんネット」等を活用しながら、高齢期の生活設計に思いを巡らしていただく日」として、11(いい)月30(みらい)日を「年金の日」としました。

この機会に、「ねんきん定期便」や「ねんきんネット」で、ご自身の年金記録と年金受給見込額を確認し、未来の生活設計について考えてみませんか。

「ねんきんネット」をご利用いただくと、いつでもご自身の年金記録を確認できるほか、将来の年金受給見込額について、ご自身の年金記録を基に様々なパターンの試算をすることもできます。

「ねんきんネット」については、日本年金機構のホームページ (<https://www.nenkin.go.jp>) をご確認ください。八代年金事務所(TEL:0965-35-6123)にお問い合わせください。

八代年金事務所・年金出張相談(11・12月)

年金相談は予約制となっております。予約なしで来訪されると対応できない場合もありますので、必ず予約をしてください。

11月	場所	人吉市東西コミュニティセンター	錦町社会福祉協議会(温泉センター)	多良木町役場
	日時	1日(月)・8日(月)・15日(月)・22日(月)・29日(月)	10日(水)・24日(水)	17日(水)
12月	場所	人吉市東西コミュニティセンター	錦町社会福祉協議会(温泉センター)	多良木町役場
	日時	6日(月)・13日(月)・20日(月)・27日(月)	8日(水)・22日(水)	1日(水)・15日(水)
相談時間		午前9時30分～午後5時		午前9時～午後5時
【予約先】 八代年金事務所 お客様相談室 ☎ 0965-35-6123 自動音声①→② ※その他不明な点は 五木村役場 住民税務課 ☎ 37-2213 まで				

～納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です!～

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除されますが、控除の対象となるのは、令和3年中(令和3年1月1日から令和3年12月31日)に納められた保険料の全額です(令和3年中に納められたものであれば、過去の年度分の保険料や追納された保険料も控除の対象となります)。

本年中に納付した国民年金保険料について、社会保険控除を受けるためには、年末調整や確定申告の際に、保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、日本年金機構から、次のスケジュールで「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が対象者宛てに発送されますので、お手元に届きましたら、大事に保管し、年末調整や確定申告の際に使用してください。

	発送時期	対象者
①	令和3年10月下旬から11月上旬にかけて順次発送	令和3年1月1日から令和3年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方
②	令和4年2月上旬	令和3年10月1日から令和3年12月31日までの間に国民年金保険料を納付された方(①の対象者は除きます)

なお、ご家族(配偶者やお子様等)の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合は、ご自身の国民年金保険料に加え、その保険料についても控除が受けられます。

国民年金制度は、税法上とても有利なだけでなく、老後はもちろん不慮の事故など、万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れのないようキチンと納めてください。

火の取扱いには注意しましょう

水道管の凍結防止にご協力ください

# 犯罪被害者週間(11月25日から12月1日)

犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮等について、日本国民の理解を深めるための啓発事業に集中的に実施する週間。

2005年12月26日内閣府犯罪被害者等施策推進会議で決定された犯罪被害者等基本計画で11月25日から12月1日と定められております。

## 「決して他人ごとではありません。犯罪被害者を支えるには？」

もしも、自分自身や周囲の人が犯罪被害に遭ってしまったら・・・。令和元年に犯罪による被害を受けた人の数は58万人を超えています。犯罪の被害を受けた人は、犯罪によって傷つけられるだけでなく、事件が解決した後も様々な問題を抱えることになります。犯罪の被害に遭った人が一日も早く平穩な暮らしを取り戻すために周囲の人たちが、犯罪被害者等が置かれた状況を理解することが大切です。

### お問い合わせ先 ▶ 保健福祉課

TEL:37-2214  
(IP:2214)



犯罪被害者等シンボルマーク「ギョットちゃん」

# 人権擁護委員に、 縦木晴美さんが任命されました



縦木 晴美氏

人権擁護委員について、吉松ひとみ委員(頭地)の任期満了に伴い、縦木晴美委員(上平瀬)が、新しく任命されました。

人権擁護委員は、国民の基本的な人権を守り、また、人権が大切なものであることを国民に知っていただくため、法務大臣から委嘱され活動する民間の方々です。縦木委員におかれましては、今後、1期3年にわたる任期の間、辻篤子委員とともに、村民の皆様の人権相談、人権問題に関する様々な普及啓発活動などに務めていただくこととなります。

また、吉松前委員におかれましては、3期9年に渡る職務にご尽力いただいたことに、深い感謝と敬意を表すとともに、今後の益々のご活躍を期待しています。

《本村の人権擁護委員体制(令和3年10月1日～)》

辻 篤子 委員(頭地) ・ 縦木 晴美 委員(上平瀬)

お問い合わせ先 ▶ 住民税務課 TEL:37-2213

## お知らせ

### 宿泊事業者による感染防止対策等支援補助金

宿泊事業者が取り組む感染症対策や、ポストコロナも見据えた前向きな投資などに活用できる補助金の申請を受け付けています。

■補助対象・県内で旅館業法の許可を得て宿泊施設を営業している宿泊事業者

■補助率・4分の3以内(収容定員に応じて最大750万円)

■申請期限...

令和3年11月30日(火)(必着)

詳しくは、

熊本県 宿泊事業者 補助

で検索

▼お問い合わせ先

熊本県観光連盟

☎096-3382-0070

### 農薬の空容器は適正に処理しましょう

農薬空容器は、産業廃棄物であり、野焼きや不法投棄が法律で禁止されており、これ

### 収入保険加入緊急支援事業

熊本県では、農業者が加入する収入保険の保険料に対して、支援を行います。

■事業名:収入保険加入緊急支援事業

■対象者:令和3年度、新たに収入保険に加入される農業者(法人を含む)

■支援額:保険料(掛捨て部分)の3分の1(上限6万円)

■申請先

熊本県農業技術課  
☎096-3333-2681

### 山火事にご用心!

熊本県農業共済組合 ※継続加入者への支援策もあります。詳しくは、お近くの熊本県農業共済組合にお尋ねください。

▼お問い合わせ先

熊本県農業共済組合球磨支所

☎45-0531

山火事は、例年春先のほか秋から冬にかけて発生しています。空気が乾燥し、森林内の落葉などが燃えやすい状態になっており、強風等によりたき火が燃え移り、山火事発生の危険性が高くなります。

山火事が一旦発生すると消火は容易ではなく、また、長い年月をかけて育てた貴重な森林を一瞬にして失うこととなります。

このようなことにならないよう、次のことにご留意ください。  
①枯草等のある火事が起こりやすい場所では、たき火をしないこと。

### 食品衛生法に基づく営業届の提出はお済みですか?

②強風時及び乾燥時には、たき火、火入れをしないこと。  
③火入れを行う際、許可を必ず受けるとともに、十分な実施体制をとること。  
④たばこは、指定された場所で喫煙し、吸い殻は必ず消すこと。

▼お問い合わせ先

熊本県森林保全課

☎096-3333-2450

食品衛生法改正により、食品を扱う業者は、原則「許可」又は「届出」が必要になりました。令和3年6月1日時点で許可又は届出不要業種以外の営業を既に行っている方は、11月30日までに営業届の提出が必要です。

■提出:お問い合わせ先:施設を管轄する保健所  
■営業届が必要な業種:食品製造業、食品加工業、食品販売業、給食施設など

詳しくは、  
食品営業届で検索

▼お問い合わせ先



【社会人の方へ重要なお知らせ】  
当校は人吉球磨地域唯一の「専門実践教育訓練給付金」の指定講座です。

給付対象者は授業料の最大70%の給付を受けることができます。

▼お問い合わせ先

人吉球磨准看護学院

☎22-2962

熊本県健康危機管理課  
衛生環境室  
☎096-3333-2247

人吉球磨准看護学院生徒募集

令和4年4月入学生を募集します。詳細は、次によりご確認ください。

■人吉市医師会ホームページ  
<http://hiyoshi-med.jp>

■人吉球磨准看護学院公式LINE QRコード

12月4日(土)12月10日は人権週間、12月10日は世界人権デーです



国税日より

令和3年分以降の年末調整  
説明会取りやめのお知らせ

新型コロナウイルス感染症の発現に伴い、社会全体がこれまでとは異なる「新たな日常」に向けて変化している中、デジタル化を確実に進めていくことが重要となっており、税務当局におきましても、各種事務のデジタル化を進め、更なる納税者利便の向上に取り組むこととしています。

例年、11月に税務署主催による年末調整説明会を開催しているところですが、これまでの大規模集合方式による情報提供体制から、デジタル技術を活用した情報提供体制(国税庁ホームページの充実、動画サイトへの説明用動画の配信等)とすることとしました。

これまで税務署主催で実施していた年末調整説明会については、令和3年分以降実施しないこととしましたので、ご理解くださいますようお願いいたします。

人吉税務署

☎23-2311  
※自動音声案内

アルコール関連問題啓発週  
間です(11月10日～16日)

酒類は生活に豊かさや潤いを与え、その伝統と文化は、私たちの生活に深く浸透しています。

その一方で、「不適切な飲酒」はアルコール健康障害の原因となり、本人の健康の問題のみならず、その家族への深刻な影響や、重大な社会問題を生じさせるおそれがあります。

身近にあるお酒について、その喜びや楽しみを享受するためにも、不適切な飲酒とは何か、それがもたらす健康への影響や、更にはそこから引き起こされるアルコールに関連する社会問題について理解を深めていただき、アルコール健康障害を予防し、悲しい事件事故をなくしていきたいでしょう。

アルコール関連問題啓発週間についてお分かりになりましたら、熊本西税務署酒類指導官へお尋ねください。

熊本西税務署

☎23-2311

※自動音声案内

年末調整手続の電子化

年末調整の際に従業員が作成して勤務先に提出する「保険料控除申告書」などの書類については、従業員から電子データにより提出を受けることが可能であり、これらの書類に添付していた保険会社から送付されている「控除証明書」についても電子化が進んでいます。

なお、税務当局では、控除証明書データを利用して簡単に保険料控除申告書などの電子データを作成することができるよう「年末調整控除申告書作成用ソフトウェア」を提供していますので是非ご利用ください。

年末調整手続の電子化のメリット

- ①保険料控除や配偶者(特別)控除の控除額の検算が不要
  - ②控除証明書等のチェックが不要(従業員が控除証明書等データを利用した場合)
  - ③年末調整関係書類の保管コストの削減
- (従業員のメリット)
- ①控除額等の記入・手計算が

☎069-355-1181

※自動音声案内

法定調書の提出は1月31日  
まで

給料、報酬、不動産の使用料等を支払った場合には、源泉徴収票や支払調書などの法定調書(一部を除く。)を一年間の支払分を取りまとめて税務署に提出することになっています。

令和3年中の支払に係る法定調書の提出は、令和4年1月31日(月)までとなっていますから、正確に記載し、期限までに提出してください。

また、法定調書の種類ごとに、前々年に提出すべきであった当該法定調書の枚数が100枚以上である法定調書については、e-Tax、光ディスク等(CDD、VDなど)又はクラウド等による提出が必要です。

提出について、ご不明な点がありましたら、国税庁ホームページ

水道管の凍結防止にご協力ください

不要

②控除証明書等データを紛失しても再交付依頼が不要

おつて、給与等の支払者が年末調整手続の電子化を行う際の要件であった税務署長の承認については、令和3年4月以降不要となっております。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。最寄りの税務署にお尋ねください。

国税庁ホームページ  
<https://www.nta.go.jp>

人吉税務署

☎23-2311

※自動音声案内

〇ご存知ですか「税を考える週間」

11月11日から17日までは「税を考える週間」です。

「税を考える週間」は、国民生活に深い関わりを持っている税について、その意義(必要性)及び役割(使途)を分かりやすく説明することにより、国民の皆様への税に対する理解をより深めていただくために設けています。

今年のテーマは、「くらしを

支える税」です。

なお、「税を考える週間」の実施に合わせて、国税庁ホームページ内に「くらしを支える税」をテーマとした特設ページを設け、国税庁の各種取組についてご紹介します。是非ご覧ください。

国税庁ホームページ  
<https://www.nta.go.jp>

〇個人事業者の方へ「消費税の届出書の提出はお済みですか？」

令和3年分の消費税の課税事業者(消費税の申告の必要がある方)は、令和元年分の所得税の確定申告等において、消費税の課税売上高が1,000万円を超えた方です。

ただし、令和元年分の課税売上高が1,000万円以下であつても、令和2年1月から令和2年6月までの課税売上高(又は給与等の支払額の合計額)が1,000万円を超えた場合は、課税事業者となる場合がありますのでご注意ください。

課税事業者となった場合には、「消費税課税事業者届出

書」を速やかに納税地の所轄税務署長に提出することが必要となります。

なお、令和4年分が課税事業者となる方で、新たに簡易課税制度の適用を受けようとする方(令和2年分の課税売上高が5,000万円以下の方に限られます。)は、「消費税簡易課税制度選択届出書」を令和3年中(12月31日まで)に納税地の所轄税務署長に提出することが必要となります。

ただし、簡易課税制度の適用を受けている事業者は、事業を廃止した場合を除き、2年間継続して適用した後でなければ、この適用をやめることはできません。

また、災害等による消費税簡易課税制度選択(不適用)届出に係る特例及び軽減税率制度実施による消費税簡易課税制度選択届出に係る特例もあります。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。最寄りの税務署にお尋ねください。

国税庁ホームページ  
<https://www.nta.go.jp>

人吉税務署

(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/chatbot/index.htm>)

パソコン及びスマホサイトは、こちらのQRコードからご利用になれます。

人吉税務署

☎23-2311

※自動音声案内



狂犬病予防注射の期間延長について

令和3年度の飼い犬への狂犬病予防注射は、新型コロナウイルス感染症の発生または蔓延の影響によるやむを得ない事情により、4月～6月に注射を受けることができなかつた場合、令和3年12月未だに受けさせれば、当該期間内に受けさせたものとみなされます。注射を受けさせていない飼い主の方は、期間内に動物病院等での接種をお願いします。

お問合わせ先

人吉保健所

☎22-3108

火の取扱いには注意しましょう



新しい家族を待っています！

ペットを飼おうと思ったとき、保健所やセンターから保護犬や保護猫を迎え入れるという選択肢があります。県では、譲渡対象となる犬や猫をホームページで紹介しています。詳しくは、「熊本県動物愛護ホームページ」で検索！※最後まで大切に飼育していただける方お待ちしております。

▼お問合わせ先  
人吉保健所  
☎22-3108  
熊本県動物愛護センター  
☎096-380-3310

陸上自衛隊高等工科学校生徒(一般試験)募集

■受付期間  
令和3年11月1日(月)～  
令和4年1月14日(金)  
(締切日必着)  
■応募資格  
令和4年4月1日現在、  
15歳以上17歳未満  
■試験

12月4日～12月10日は人権週間、12月10日は世界人権デーです

○第1次試験  
・試験期日  
令和4年1月22日(土)又は  
1月23日(日)のいずれか指定された日  
・試験場所  
熊本県合同庁舎  
B棟大会議室  
・試験科目  
国語、社会、数学、理科、英語、  
作文  
・合格発表  
令和4年1月28日(金)  
○第2次試験  
令和4年2月3日(木)から  
2月6日(日)までの間の指定する日  
○最終合格発表  
令和4年2月17日(木)



▼お問合わせ先  
自衛隊熊本地方協力本部  
人吉地域事務所  
〒868-0008  
人吉市中青井町320-13  
☎22-4704  
FAX22-4704

林業退職金共済制度(林退共)へ加入しませんか

林退共は昭和57年に発足した林業会で働く方のために国が作った退職金制度です。この制度は、事業主の方々が、従事者の働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を共済手帳に貼り、その従事者が林業会をやめたときに林退共から退職金を支払うという、いわば林業界全体の退職金制度です。

○掛金は、税法上について、法人では損金、個人企業では必要経費となります。  
○掛金の一部を国が免除します。  
○雇用事業主が変わっても退職金は企業間を通算して計算されます。  
○共済証紙は労働日数に応じて適正に貼付して下さい。  
・共済手帳を所持している従事者が林業界を引退するとき、忘れずに退職金を請求するよう指導して下さい。  
詳しいことは、次の連絡先へお問い合わせ下さい。

▼お問合わせ先  
独立行政法人勤労者退職金共済機構 林業退職金共済事業本部

〒170-8055  
東京都豊島区東池袋  
1-24-1  
ニッセイ池袋ビル  
☎03-6731-2889  
FAX03-6731-2890  
ホームページでもご案内しております。  
<https://www.rintaikyoo.taisyokukin.go.jp/>

建設機械(技能講習)

【フォークリフト】  
(31時間コース)  
期日 12月6日(月)～9日(木)  
(11時間コース)  
期日 12月6日(月)～10日(金)  
【車両系建設機械(整地等)】  
期日 12月20日(月)・21日(火)  
【車両系建設機械(解体)】  
期日 12月23日(木)  
日程・受講料等、詳細は当センター

ターにお問合せいただくかホームページをご覧ください。  
▼お問合わせ先  
職業訓練法人  
人吉球磨能力開発センター  
☎22-2475  
ホームページ  
<http://www.hk-noukaicenter.com/>

働くことや将来の就職に悩みを抱えている皆さんとご家族の方へ  
みなさんの心配事や不安に寄り添い「働きたい」という気持ちに応援しています。応募書類の添削や面接対策、「職業適性診断」も無料にて利用できます。まずはお気軽にお問い合わせください。



■対象：15歳から49歳までの求職者及びその家族  
■費用：無料  
■その他：日曜・月曜・祝日は定休日です

▼お問合わせ先

若者サポートステーション  
やつしほ  
☎0965-37-8739  
メール  
wakasapo.yatushiro@kirari-co.info

※新型コロナウイルス感染症感染防止のため、状況によっては、来所時のマスクの着用、当日の検温チェック、氏名、連絡先をお伺いいたします。また来所制限がかかる場合がございます。その場合はお電話、ビデオ通話にてご相談いただけます。

必ずチェック最低賃金！  
使用者も、労働者も

熊本県最低賃金が改定されました。  
時間額821円(令和3年10月1日から)  
この最低賃金は、県内すべての事業所、労働者に適用されます。  
▼お問合わせ先  
熊本県労働局労働基準部賃金室  
☎096-355-3202

又は、

人吉労働基準監督署  
☎22-5151  
働き方改革推進支援センターの案内

熊本働き方改革推進支援センターでは、就業規則の作成方法、賃金規定の見直し、労働関係助成金の活用など「働き方改革」に関連する様々なご相談に総合的に対応し、支援しています。「業務改善助成金」に関する各種お問い合わせにも対応しております。

▼お問合わせ先  
熊本働き方改革推進支援センター  
〒860-0025 熊本市中央区紺屋町2-8-1 熊本県遺族会館2-7  
☎0120-04-1124

ご存じですか？中小企業の最低賃金引上げを支援する業務改善助成金  
事業場内最低賃金を20円以上引上げ、生産性向上のための設備投資などを行った場合、その設備投資などの費用の一部を

助成します。

助成対象の事業場は、地域別最低賃金(821円 R3.10.1)と事業場内最低賃金の差額が30円以内かつ、事業場規模が100人以下の事業場です。

熊本県の場合、助成率は5分の4(生産性要件※)を満たした場合10分の9です(助成額の上限あり)。  
※「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。  
◆令和3年8月から特例的な要件緩和・拡充が行われました。

▼お問合わせ先  
業務改善助成金コールセンター(令和3年度のみ)  
☎03-6388-6155  
■申請先  
熊本労働局雇用環境・均等室  
☎096-352-3865  
■厚生労働省ホームページ  
業務改善助成金で検索

8月17日～10月17日 届出分

戸籍の窓口

【ご誕生】  
8月20日  
ニシムラ ユウサク  
西村 優作ちゃん(武之・祐加)平野  
【おくやみ】  
8月20日  
西村 一雄さん(90歳)梶原  
10月15日  
鎌田 タマエさん(103歳)出ル羽

人の動き  
(9月末現在)

	転入	転出	出生	死亡
男	0	0	1	1
女	0	0	0	2
計	0	0	1	3
			(増減 -2)	
人口	1,022人			
世帯数	490世帯			

編集後記

まだ11月ですが、早いもので令和3年最後の広報となりました。今年は全国的にも東京五輪、皇族の婚姻や衆議院議員選挙など重大な話題が多数あり、一方で、五木村でも、好評を博した「おせっかい直送便」や、「九折瀬橋」の開通、「ドローン教習所五木村校」の開校など、明るい話題が多数あり、広報をとおして皆様にお伝えして参りました。

次回、令和4年1月号にて毎年恒例の「五木村五大ニュース」を発表しますので、乞うご期待。(薫寛)





# Topics

## 金婚 おめでとうございます



表彰状・記念品を代表で受領された堂坂様ご夫妻

### 表彰者名(敬称略)

- 宮原 良人      ○末岡 正夫      ○堂坂 快佐征  
(出ル羽) 京子      (八重) アヤ子      (頭地) スミエ
- 岡本 精二      ○土屋 季徳  
(頭地) マサヨ      (頭地) 富子

9月20日、役場大会議室で、敬老表彰式が開かれた折、熊日金婚夫婦表彰も併せて行われました。同表彰は、上皇・上皇后両殿下のご成婚を機に昭和34年から始まったものです。本村の対象者は、昭和46年1月1日から同年12月31日までに婚姻された夫婦で、この日は、3組のご夫婦が出席され、村長より、表彰状と記念品が贈呈されました。

金婚表彰を受けられたご夫婦の皆さん、おめでとうございます。これからも末永くお元気で仲良くお過ごしください。

### 11月の 行事予定

- 5日(金) 行政相談(JAくま会議室)
- 11日(木) し尿汲み取り
- 14日(日) 五木中学校文化祭
- 19日(金) 行政相談(宮園憩いの家)
- 20日(土) 五木源フェスタ
- 25日(木) し尿汲み取り
- 30日(火) 区長会

### 12月の 行事予定

- 3日(金) 行政相談(JAくま会議室)
- 4日(土) いつき保育園お遊戯会
- 9日(木) し尿汲み取り
- 11日(土) 小・中合同持久走大会
- 16日(木) し尿汲み取り
- 17日(金) 行政相談(西地区集会室)
- 19日(日) 球磨一周駅伝大会
- 23日(木) し尿汲み取り
- 24日(金) 小・中学校終業式  
区長会
- 28日(火) 役場仕事納め
- 28日(火)・29日(水) 消防団年末夜間警戒

※日程は変更となる場合がございます。

### 五木村役場 連絡先一覧

所在地：〒868-0201

熊本県球磨郡五木村甲2672番地7

代表電話番号：37-2211 (IP：2211)

代表FAX番号：37-2215

※IP電話、FAXが無い部署はそれぞれ代表番号をご利用下さい。

階	部署	直通電話	IP電話	FAX
1F	総務課	37-2211	2211	37-2215
	ふるさと振興課	37-2212	-	-
	保健福祉課	37-2214	2214	-
	住民税務課	37-2213	-	-
	農林課	37-2247	2247	-
	建設課	37-2017	-	-
2F	会計室	37-2281	-	-
	ダム対策課	37-2205	-	-
	議会事務局	37-2352	-	37-2352
	教育委員会	37-2266	2266	37-2267



### 今月の表紙

今月の表紙は、10月に開催され大好評を博した五木村フェアin阿蘇ミルク牧場の1枚です。多くの方にご来場いただき、五木村の魅力を広く発信することができました。



五木村公式  
インスタグラム  
五木村の見どころ、イベント、景色などを紹介します。



五木村公式  
ライン  
五木村の防災や行政、観光、移住に関するさまざまな情報を発信します。



五木村公式  
ツイッター  
五木村の様々なイベント情報を発信します。



五木村公式  
フェイスブック  
五木村の最新情報を発信します。

